

● 大会企画セッション ●

(2) 保護司制度と持続可能性

司会・進行 押切 久遠

法務省保護局更生保護振興課長

話題提供者 小林 聖仁

全国保護司連盟副理事長

小原 実

東京都荒川区保護司会保護司

古藺 功詞郎

鹿児島県鹿児島地区保護司会保護司

三入 重夫

東京都八王子地区保護司会会長

宮野 孝樹

長野県諏訪地区保護司会前会長

ンティアの活動拠点である「更生保護サポートセンター」の全地区設置や、地域の保護司候補者に関する情報を幅広く収集する「保護司候補者検討協議会」の設置、地域住民等に保護司活動を体験していただく「保護司活動インターンシップ」の実施等様々な取組みを行っている。また、平成31年3月には、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を改訂し、積極的かつ計画的に保護司の適任者確保を推進していくこととしたところである。

さらに、2019年10月7日に挙行した「更生保護制度施行70周年記念全国大会」では、天皇陛下からお言葉を賜ったほか、内閣総理大臣ほか三権の長にも御臨席いただくなど、更生保護がいかに社会の信頼を得て、安全・安心な社会づくりに寄与してきたのかがうかがえる大会となった。

本分科会においては、保護司数が深刻な減少傾向にある中で、保護司制度を持続可能なものとするため、保護司の適任者を確保すること、また、更生保護サポートセンターを拠点とした地域とのネットワークを構築することについて、フロア参加者からも意見をいただきながら討論した。

第1 企画趣旨

保護司は、立ち直りを支える民間のボランティアであり、安全・安心な地域づくりに重要な役割を果たしている。再犯防止推進計画においても、保護司をはじめとする民間ボランティアは、再犯防止のために欠くことのできない存在であるとされ、保護司の役割に対する期待はますます高まっている。一方、保護司の数は近年減少傾向にあり、更生保護が持続可能で質の高い制度であり続けるためには、更生保護の要である保護司制度をいかに充実していくかが非常に重要な鍵となっている。

こうした問題意識から、保護司組織と更生保護官署が一体となって、更生保護ボラ

第2 テーマ

「保護司の適任者を確保することについて」

～保護司になった理由ややりがいについて～

●小原 実氏

私は現役の荒川区の職員で、議会事務局に所属して区議会議員の活動をサポートする仕事をしています。就職してから35年目、年齢は58歳です。荒川区では保護司をしている職員が私のほかに6人います。

私は7年前に荒川区長から声をかけられたことがきっかけで、保護司の委嘱を受けました。区長は、元々更生保護に理解があり、奥様も保護司として活動されていたほか、保護司会が主催する「荒川杜明コンサート」というイベントに区が協力するなど、保護司会との交流が活発でした。そうした中で、当時の保護司会会長が区長に保護司の確保が困難化している旨を相談したところ、区の職員を保護司にできないかと区長から提案があり、私にも行政と保護司会との連携がスムーズになるための架け橋になってほしいと打診がありました。当初は、対象者を担当しなくていいからと言われていましたので、保護司会と行政の架け橋になるとの気持ちで、年1回の総会や月1回の分区会、年4回の研修会等に参加しているだけでした。

ただ、そういった活動をしているうちに、私の気持ちに変化が生じてきました。保護司の方と交流する上で、同じ土俵に立ちたいという思いがすごく強くなってきたのです。特に研修などでは、やはり経験に裏打ちされた発言というものがあり、ほかの保護

司の皆さんと同じような活動がしたいという思いが強くなり、主任官に対象者を担当させてほしいと相談し、委嘱から2年後に初めて対象者を担当しました。今では4人目の対象者を担当しています。

保護司になってみると、意外と保護司会の活動が多いと感じています。先ほどの杜明コンサートの準備や、社会を明るくする運動等の犯罪予防活動、専門部会、矯正施設の視察等忙しい日々を送っています。

地方公共団体の職員が保護司になる意義は、3つほどあると思います。1つは、行政と保護司会の橋渡し役になり、両者の連携が深まること。例えば、平成27年4月に設置された荒川区の「更生保護サポートセンター」は、区の施設を無償で借りていますが、その調整の中で、区の職員である保護司の役割は大きかったと思います。2つ目は、対象者の支援において、地方公務員ならではの強みを生かせること。例えば、様々な困りごと（生活保護や就労支援、住宅相談など）に対応し、適切な窓口につなげることができると思います。3つ目は、直接的ではないのですが、地域の意見を聞く機会が多いので、結果的に区政にとっても良い影響が出るということです。

個人的な感想ですが、保護司活動をやっているよかったです。当時は、区の職員が保護司になったのは数合わせだろうと思っていた保護司方もいたようですし、区長の指示でもありましたので、大きなプレッシャーがありました。そのような中で、区の職員として保護司活動を行ってみて、人脈が広がり、人間的に成長もでき、純粋にやっ

ていてよかったと思います。現在の議会事務局の仕事においても、区議会議員の中に保護司が4人いますので、そういう方々とも円滑な付き合いができるという仕事上のメリットもありました。

●古菌 功詞郎氏

鹿児島市出身で、1990年（平成2年）生まれの現在29歳です。鹿児島にある社会福祉法人に勤めており、知的障がい者にサッカーの指導もしています。

保護司に委嘱されたのは25歳の時です。なぜ私が保護司になったのかというと、3つのキーワードがあります。まず1つ目は、「父が保護司」です。父が保護司でなければ、もしかしたら保護司という活動自体を知らなかったかもしれません。

2つ目は、「地域環境」です。私の地域は比較的治安のよくない地域だったこともあり、保護観察を受けている友人も多くいました。父のところに友人が来て、自宅で面談することもありました。そういう地域環境も、私が保護司の仕事を知るきっかけだったと思います。

そして、3つ目が「卒業式に出席したこと」です。あるとき、勤めている社会福祉法人の園長の代理で地域の中学校の卒業式に出席しました。卒業式では、始まる前に校長先生たちとお話しをする機会があるのですが、その時に、「やっとなあいつが卒業するなあ」という校長先生の言葉が聞こえてきたんです。保護観察になっているようなすごく手のかかる子だったみたいです。そういう生徒がやっとなあ卒業してくれる、これでやっとな

校が平和になるというような一言が、私の中ではとても衝撃的で、違和感を覚えました。父にその話をしたところ、父から保護司をやってみないかと誘われ、更生保護に関わってみたいという気持ちになりました。

保護司の活動歴としては、これまでに保護観察を2件、生活環境調整を1件担当しました。保護観察はどちらも10代の窃盗の少年です。少年とは年齢が近いので、心の距離も近いのではないかと思います。その少年はバイクの窃盗で保護観察を受けていたのですが、「バイクって楽しいもんね」という話ができるんですね。そういったことを話せる場所が自分の中にあることはすごくよいことなのかなと思っています。

生活環境調整は、30代男性の問題飲酒のケースで、引受人は男性の母親です。70歳ぐらいのお母さんなのですが、はじめのうちは「(若いから)どうせ分らないよね」という態度だったので、なかなか難しかったです。ただ、足しげく通いお話をさせてもらう中で、今ではもう息子よりも息子のように接してくれています。

保護司になる前となった後では、正直あまり心境の変化というのはありません。私は、地域の少年少女に兄のような立場で接したいと思っていて、ダメだよと言うのではなく、こうしてこうよ、と前向きに関わっていきたいという気持ちで更生保護の世界に飛び込んだので、そこは変わっていません。

若い世代が保護司になる意義は、同世代の強みを生かせることなのかなと思います。絶対に同世代じゃないと分からないことがあると思います。もちろん、若い方がいい

とか、経験を積んだご年配がいいとかそういうことはないと思っていて、それぞれにメリットとデメリットがもちろんあると思います。いろいろな世代の方が更生保護に携わっていかないといけないのではないかと思います。

保護司は、気軽に相談できる人のことだと思っています。若いので、更生保護ってこういうものだ、というのはなかなか難しいのですが、気軽に相談できる、明るくなれるような、そこから更生していけるような、保護司でいたいと思います。我々のような若い世代が同じ目線で理解して、関わっていかないといけないのかなと思っています。

● 小林 聖仁氏

古菌さんのお話を聞いていて、私が保護司になった頃と似ているなということが沢山ありました。私も実は36歳で保護司になり、当時としては若いほうでしたし、僧侶である私の父も保護司でした。父親の活動を見ていて、保護司は僧侶の本来の仕事ではないか、使命ではないかと段々そのような気持ちになりました。私は、戦後の貧しい時代を経験した一人ですが、当時は、近所に貧しくてろくに食事も摂れないような子どもたちが沢山いました。そういう子どもたち(保護観察対象者も紛れていたのですが)を集めて食事を提供している親の姿を見ていたからこそ、私も保護司を薦められたときに抵抗なく引き受けさせていただいたのだと思います。

先ほど、保護司は僧侶の本来の使命ではないかと言ったのは、「人に寄り添う」という

のは、仏教でいう慈悲の心なんですね。慈悲行の実践というのが使命の一つなんです。そういうことが、保護司の仕事とまったく一致するわけで、抵抗なく引き受けたというのが実際です。今までに担当した保護観察対象者は70人以上になると思います。

長野県では、僧侶で保護司の人が140人程度います。私は、真言宗智山派に属する僧侶ですが、そこにもほぼ同じくらいの僧侶の保護司がいます。どちらにも関わる中で、保護司は僧侶の本来の仕事であるから、一般の保護司さんよりも2、3歩前に出て、積極的に保護司活動に努めるべきではないかという話をさせていただいております。つい先日も、私どもの宗派の本山で行われた会議に保護局長さんに出向いていただいて、ぜひ皆さんのお力で僧侶の保護司を増やしていただきたいというお話をさせていただきました。私からも保護司活動は僧侶の本来の使命であることを訴え、協力を要請しました。

僧侶に限ったことではありませんが、いろいろな職業の方に保護司になっていただくことが大切だと思います。また、古菌さんのお話にあったように、いろいろな年齢の人がいることも大切だと思います。保護司はいろいろな職業の経験者ですし、人生経験も様々です。そういう方々を適材適所に配置し、組織運営に関わっていただくと、運営がうまくいくし、今後の保護司の育成等にも役に立つことが沢山あるのではないかと思います。

～保護司活動がしやすくなるような職場環境や仕組みについて～

● 小原 実氏

荒川区の場合は、区長のご理解もあって、保護司活動をする場合には休暇ではなく「職務専念義務免除」という形で対応しています。また、そういった制度だけでなく、周囲の理解も大切だと思います。いくらトップに理解があっても、やはり直接の上司ですとか、周囲の理解が当然必要になります。少し早めに出勤するとか、仕事上で迷惑をかけないことで周囲の理解をいただくことも重要だと思います。

それから、保護司会の研修会が平日の昼間にあることは課題だと思います。分区ごとの打合せなどは夜に行っていますが、最近になってから研修会も昼ではなく夜行ったほうがいいのかという意見が多くなってきております。地域の他の団体では、打合せや会議を夜に行っているところも多いので、保護司会もそれにならってもよいのではないかと思います。

● 古菌 功詞郎氏

私の場合は対象者が少年だったので、学校が終わった後の放課後に面接をしていました。私も仕事が終わってからでしたので、特に困りごとはありませんでした。

ただ、総会や研修会はだいたい平日の昼間に行われます。そのため、平日の研修は有給休暇を利用して出席しています。小原さんもおっしゃっていましたが、職務専念義務免除という制度が今後会社等でも利用できるようになれば、もっとやりやすい

のではないかと思います。

また、活動をする際に、もっとデジタルを利用できないかなと思います。今の若い人たちはメールやラインをすごく利用するんですね。例えば、保護司一人ひとりにメールアドレスを配布するだとか、面接に関しても、テレビ電話の面接もできると思うんですね。もちろん、家に行って家の状況を見ないといけないときはあると思いますが、もっと幅広くやれないかなと思います。

それから、若い人のうち、保護司を知っている人はほとんどいないと思います。例えば僕の友人は「保護司って何？」という感じなんですね。犯罪をしないと保護司ってなかなか会えないですし、知らないです。保護司について、もっともっと広く知ってもらうような体制づくり、例えば社明運動などでアピールはしていますが、それも平日のお昼の時間に広報活動をしていたりして、若い方がいないんですよね。若い人に入ってほしいのであれば、若い人をターゲットとして、どういう時間にやらないといけないか、どういうことをしないといけないのではないかなというのをもっと考えないと、なかなか難しいのではないかなと思います。

～更生保護サポートセンターの活用について～

● 宮野 孝樹氏

諏訪地区保護司会では40代、50代の方がかなり増えてきています。私たちは、いつ保護観察を任されてもいいように自らを整えておかなければいけないということ、また、任されたときには適切な処遇ができなけれ

ばいけないし、保護司会としては、保護司によって保護観察の質があまりにも違ってはいけないということで、研修会に特に力を入れています。

まず一つは、対象者が減ってきている中で、ベテラン保護司と新人保護司を組み合わせさせた「複数担当」を実施しています。若い保護司がベテラン保護司と一緒にやることでよい勉強になっています。

次に、委嘱されて2か月以内に更生保護サポートセンターで新任保護司の研修会を実施しています。自分がどこに属するのか、あるいは保護司は何をしなければいけないかという基本的なことを学習します。先輩保護司が担当した事例について、一緒になって協議をし、基本的で具体的な研修をすることで保護司の自覚を促すということをやっています。

それから、後ほど説明をしますが、サポートセンターでは非行・犯罪相談も行っています。相談員はベテランの保護司ですが、SSTを行ったり、専門家の方に来ていただくなどして、少年非行や相談への対応などについて研修をします。相談員研修は地区内の全保護司に通知をして多くの保護司にも参加していただいています。相談活動は月1回やっており、いつ相談があってもいいように必ず保護司が待機をしています。ベテラン保護司2人が待機しますので、相談のない日は対象者を担当している保護司に来ていただいて事例研修をしています。この研修はベテラン保護司からアドバイスをもらえる機会にもなっており大変好評です。

また、これも後ほど説明する「関係機関の

連絡協議会」や、市議会との懇談の場としてもサポートセンターを活用しています。

●三入 重夫氏

八王子では、できるだけ早めに新任保護司をサポートセンターにお呼びしています。お茶を飲みながら、肩肘張らず和やかな雰囲気、保護司の活動について理解してもらっています。

サポートセンターに行けば、企画調整保護司が毎日駐在しており、いろいろな話ができますので、報告書の書き方や主任官との接し方などの相談を受けています。ただ、八王子は非常に広域なので、サポセンに来るのに相当時間がかかる場合もあり、そういう意味では地区の分区を大いに利用してほしいと話しています。

～業界団体への働き掛けについて～

●小林 聖仁氏

保護司はいろいろな人生経験もそうですし、様々な仕事の経験者です。そのことを生かした保護司の発掘というのも大事なことでと思います。というのは、その様々な仕事に今まで就いてきた方は、自分の仕事を生かした人脈というのがたくさんあるわけです。ですから、「保護司候補者検討協議会」のメンバーについても、偏らない職域の方々を選ぶなど、一工夫も二工夫も必要だなと感じています。

また、サポートセンターについても、非常に広い地区の場合は、サポートセンターに出で行くのに時間がかかってしまうという課題があります。また、地区の中で1か所だけ「保

護司候補者検討協議会」をつくっても、情報が寄せられてきた候補者を誰も知らない、というような場合もあります。そういう場合は、ただ形だけやるようなことが多いのではないかと思いますので、もう少し狭い範囲でやるべきだと思います。長野県のある地区保護司会では、「保護司候補者検討協議会」をより細分化して、町内会単位あるいは学校単位で設置しており、様々な職域の方に委員として参加していただいています。大きな地区の「保護司候補者検討協議会」ですと、行政職員や社会福祉関係の方にメンバーになっていただいている方が、そうすると候補者をほとんど知らず、形だけの会議になってしまいがちです。もう少し顔が見えるというか、その候補に挙がってきた人を知っている人がメンバーに加わるような工夫が必要ではないかと思います。

また、荒川区の方のお話がありましたが、すごく羨ましいなと思います。私は、長野保護観察所に行くときは、その前に必ず県庁の健康福祉部に立ち寄り、最近の更生保護の課題について話したり、特に地方再犯防止推進計画の策定の要請については、ほんとにうるさいと言われるくらい通いました。そういう意味では、市役所の職員として保護司さんがいるというのは本当にありがたいことです。それぞれの地区保護司会には、いろいろな人脈を持った保護司さんがおられるので、これを生かしていくということがとても大事なことはないかと思います。

社明運動の総理大臣メッセージを県知事さんに届けた際に、まだまだ保護司あるいは保護司会活動ということが地域に知られ

ていないという話をして、できれば県の広報誌に保護司の活動を広報していただけないかと相談したところ、早速応えていただきました。その広報誌を見た県内の市町村にも広がり始めています。保護司が何をしているのか、聞いたことはあるけれども分からないという方が、まだまだ非常に多いのです。保護司を知っていただくというところから力を入れなければいけないと思います。このような地域ごとの機関紙、あるいはSNSを積極的に利用した広報というのをしていきたいと思っています。

第3 テーマ

「更生保護サポートセンターを拠点としたネットワーク構築について」

更生保護サポートセンターは、地域の更生保護活動の拠点として平成20年度から設置され、本年度（令和元年度）は全ての保護区（全国886か所）に設置される予定です。設置を開始してから10年以上が過ぎ、サポートセンターは保護司会活動をする上で重要な拠点として、個々の保護司さんを組織的に支援するという機能に加えて、地域の安全・安心の拠点という機能にも期待が寄せられています。

●宮野 孝樹氏

諏訪地区保護司会は5市町村で構成され、人口は概ね15万人、保護司数は72人です。更生保護サポートセンターを拠点として、2つのモデル事業を行っています。1つは地区内の更生保護関係団体が連携して活動する「諏訪地区更生保護連絡協議会」の設置、

もう1つは、「非行・犯罪相談」の実施です。

諏訪地区では、平成25年9月にサポートセンターが設置されました。それまで分区単位で活動することが多く、地区としての活動はあまりなかったのですが、サポートセンターが設置されることに合わせて、各分区の活動を地区会に集約することになりました。

まず、「諏訪地区更生保護連絡協議会」の目的は、立ち上げようとした年に政府の犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に戻らない・戻さない」宣言がなされました。その中に、一度犯罪や非行をした人を社会から排除しない、責任のある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会環境を構築しなければいけないということが謳われました。まさに、諏訪地区でもソーシャル・インクルージョンの理念で街づくりをしているわけですが、それと同様の理念で、宣言に合わせて連絡協議会を立ち上げました。

協議会の目的は3つあり、1つ目は、政府の宣言を履行するべく再犯防止に取り組み、地区内の関係機関が連携して協力すること。2つ目は、保護観察対象者のよりよい処遇に資すること。3つ目は、非行・犯罪相談事業を立ち上げることを見据え、スムーズに関係機関につなげられるよう連携体制を築いておくことです。今は18の機関と団体で協議会をつくっています。

「非行・犯罪相談」については、平成29年7月から開始しました。相談日は、毎月最終金曜日の午前中で、相談する場合には事前に電話予約をお願いしています。広報は、各市町村の広報誌に毎月載せていただい

ているほか、民生委員さんへの配布、またマスコミにも積極的に載せていただいています。

相談には、ベテランの保護司6人が2人ずつ交替であたっています。相談を受けても、保護司だけでは解決が難しい場合がありますので、そういう場合は専門機関につなぎ、助言や指導をいただくようにしています。保護司にできることは、寄り添って相談の内容をよく聞いて、一緒に考えることです。そうすることで、相談者が胸のうちを話して、感情を落ち着かせたり、頭の中を整理したり、重い気持ちを軽くすることができる、そういうふうに考えています。そうした支援は、保護司だからこそできるのではないかと思います。たとえ相談件数が少なくても、地域に相談できる窓口があることが大切だと思っています。何か困ったことがあったときに、あそこに行けば相談に乗ってくれる、という地域住民の心の拠り所になる、そこに非行・犯罪相談事業の存在価値があるだろうと思っています。

連絡協議会は今年で5年目になりますが、協議会のたびに更生保護とは何か、保護司はどういう活動をしているのか、あるいは地区内の事件数の推移などの話をして関係機関の皆様へ更生保護全般について理解を深めていただいています。最近は関係機関につないだことで、きめ細かな助言や指導をいただいて処遇に生かしたケースが増えてきています。

●三入 重夫氏

八王子地区保護司会では、「青少年サポー

トネット八王子」という相談事業をしています。平成21年に、東京都では、区市町村の青少年健全育成活動モデル事業を立ち上げ、23区内は大田区に、多摩地方は八王子市に事業を委託しました。委託を受けた八王子市の担当部署である子ども家庭部児童青少年課から地区保護司会に相談があり、地区保護司会が全面的に協力することとなりました。事業は、平成21年度から23年度までの3年間実施しました。

平成23年の秋頃になって、担当課から引き続き事業をやってほしいと依頼され、予算を計上してもらった上で、平成24年度以降も継続して行うことになりました。名称は「八王子市青少年立ち直り支援事業」に変更し、協議会の中に小委員会として「八王子市青少年サポートネット八王子」を立ち上げました。八王子地区保護司会では、平成24年6月に更生保護サポートセンターを設置したので、サポートセンターの企画調整保護司の中から「サポートネット八王子」の委員を選び、相談事業を行っています。

～地方公共団体と連携することの意義や効果～

●宮野 孝樹氏

非行・犯罪相談については、保護司会がやる仕事なのかと言われることがよくあります。私は、保護司だからできることだと思います。社協とか市役所ではいろいろな相談を受けていますが、非行・犯罪については、保護司が専門家だと思われていると思います。

効果としては、関係機関につないで解決することが多く、かなりよかったと思いま

す。例えば、保護観察を終了した少年が、「仕事はあるけれどもやる気が起きなくなった」とサポートセンターに相談に来ました。私が担当していた少年だったのですが、10代の頃に統合失調症を発症したことがあり、どうやら再発したのではないかということで福祉につなげたところ、生活保護で診察をして、入院になったというケースがありました。その子がもし私のところに来なければ、路頭に迷ったかもしれないし、再犯をしていたかもしれないということを考えると、専門機関につないだことは、よかったと思います。

また、生活環境の調整で、元夫の引受人になることを断った女性がおりました。女性から、引き受けを断ったことで元夫が仕返しに来るのではないかと（彼女は鬱状態に陥っていた）相談があり、福祉事務所のカウンセリングにつなぎました。彼女の生い立ちを聞くと、父も母も刑務所に入っていたので、今まで誰にもこういう相談はまったくしたことがなかった、また保護司というのはすごく怖い人だと思っていたが、相談をしてみても優しく受け止めてもらえて気持ちが楽になったので、人に相談することの大切さが分かったと言っていました。こうした事例からも、非行・犯罪相談が大変意義のある活動だと思っています。

●三入 重夫氏

「サポートネット八王子」は、八王子市子ども家庭部児童青少年課が担当しています。「サポートネット八王子」は、委員会を原則毎月1回行っており、担当課の課長や主査などの行政担当者のほかに委員が集まって、1

か月の活動を共有し意見交換をしています。

「サポートネット八王子」が立ち上がったことで、八王子市の他の部局に及ぶ案件についても、担当課が窓口になり、横断的な情報交換等ができるようになりました。再犯防止推進計画に関する市長への要望書提出は、子ども家庭部の部長に同行してもらいました。

相談事業が保護司の仕事なのかということですが、個人的にはなんでもウェルカムだと思っています。いろいろなことに相談事業を活用してほしい。開かれた相談窓口が1つでもあれば、救われるものがあるのではないかと思います。

～サポートセンターがこれから期待にこたえていくためには～

●小林 聖仁氏

お二方からサポートセンターの運営についてお話がありました。諏訪地区も八王子地区もサポートセンターが単なる更生保護関係者のたまり場というのではなく、市民や地域のためのものとして開かれているとのことでした。更生保護活動というのは、地域のために役に立っている、特に保護司(保護司会)は、地域のために役に立っている団体だということが、地域住民はもとより市町村の行政の皆さんに伝わっていくと、協力をしていただけるのではないかと思います。

ついつい私たちは保護司活動に協力してくださいと簡単に言ってしまいましたが、言われた方は何にどう協力していいのかが分からないということになってしまいます。ですから、サポートセンターのあり方も、もっと

地域住民に知っていただく、そして、サポートセンターは保護観察対象者の、あるいは保護司のものだ、という認識を超えて運用していく必要がある。保護司の間で、そこまで保護司がやらなくてはいけないのかという気持ちになってしまうと、ちょっと前に進めないなあと感じてしまいます。八王子のようになんでもウェルカムだ、そういう気持ちで取り組む必要があると思います。私たちは、進んで社会のために役に立つ、そういうことを心がけて保護司活動をしているので、仕事が増えるかどうかはあまり気にしません。

そういう意味で、やはり会長・副会長などの幹部だけでなく、一人ひとりの保護司にサポートセンター設置の意義を伝えていくことはとても大事なことでないかなと思います。保護観察所の皆さんにもこの辺のご指導をお願いしたいと思います。

第4 テーマ

「これからの保護司活動のあり方について」

●小原 実氏

小林さんから、もっと保護司は地域に出たほうがいいのではないかという話がありました。荒川区では、「荒川社明コンサート」を行っていますが、地域の方々に保護司の存在を知っていただくため、メインである陸上自衛隊や警察・消防隊の方々による演奏の前に、保護司や更生保護の活動について紹介しています。保護司は特別な存在ではなく、地域の中で皆さんと一緒にいるんですよ、ということと呼び掛けると結構評判がよ

かったです。地域に出て行くことは非常に大切に、荒川区の居場所づくり事業に参加している保護司も結構います。

実際にやってみると、保護司のやりがいを皆さん感じています。区の職員保護司は皆、大変だけでもやりがいがあるよかったです、と言っています。保護司の方々は、(保護司を)やっていられないから辞めるという方はほとんどいないですね。潜在的にやりたいという方はもっといらっしゃるのではないのでしょうか。それをどういうふうに保護司会が訴えるかということだと思います。

●古菌 功詞郎氏

大前提として、保護司は民間のボランティアなので限界はあるとは思いますが、やりがいを持ってやっている方は沢山いらっしゃいます。いざ保護司として活動してみると、やってよかったなという方が多いと思います。

今の若者は自分の時間が大事とよくいわれますが、新しい取組みをどんどんやって若い保護司を獲得し、保護司制度を持続可能なものにしていかないといけないと思います。

犯罪がなくなれば保護司はいらないですよ。やればやるほど、自分たちの存在が小さくなるような活動です。ただ、犯罪がなくなることはすごくよいことですので、そこもポジティブに捉えてやっていかないといけないと思います。

●宮野 孝樹氏

サポートセンターに必要なことは、いつも

オープンであることだと思います。「保護司活動インターンシップ」に来ていただいた方も、ゆっくり話をしながら保護司になろうかな、と考えてもらっています。

保護司の活動は大変なこともありますが、眉間にしわをよせていたらたぶん人が寄ってこないだろうと思います。

●三入 重夫氏

保護司法は昭和25年に公布されました。同年、女性の平均寿命はようやく60歳になりました。男性の平均寿命が60歳になったのは翌年の昭和26年です。現在の平均寿命は、男女共に80歳代になりました。現在は当時から比べると、想像もつかないほどの大きな社会構造の変化を迎えていると思われます。この70年間の社会構造の急速な大きな変化を鑑みると、保護司活動も時代に即した対応がより一層必要であると思われます。時の流れや時代の変容・変化と共に生活様式も変わってきています。そのような中、多様な改革が行われていますが、旧態依然同様のままでの保護司活動では、新任保護司の発掘や若い保護司を確保することは難しいと思われます。保護司になってほしいと声を掛けるのも、ためらう場合が多いですよ。職務専念義務免除も含めて、世の中の動きを見ながら、制度を変えていかないといけないと思います。

●小林 聖仁氏

職務専念義務免除の要望をしかるべき所から書面で出していただきたい。本当にそう思います。言っているだけでは伝わらない

ですよね。具体的に動くことが大切だと思います。

つい私たちは、「安定的確保」と言ってしまうのです。そうすると、(充足率を)100%に近づけないといけないということになっていますが、100%に近づければよいという話ではないと思います。やっぱり志の高い保護司を確保しないといけないと思うのです。

先日、退任保護司の感謝状伝達式がありました。そのときに退任されるお一人ひとりに、保護司を経験していかがでしたかとお尋ねしました。すると、人間として育てられた、という言葉が返ってきました。保護観察対象者や保護司仲間に育てられた、そういう言い方をする人がいるんです。

やはりそれは保護司をしたという経験からそういうふうに気づかされていくのだと思います。こうした保護司のやりがいや世間に伝えて、分かってもらうことが大切だと思います。

「犯罪や非行をした人の立ち直りを支える」という文言だけでは伝わらないと思います。こういう活動であることを広報し、世の中に分かてもらうことが大切だと思います。